

京都市交通局管理規程 2-0 (京都市交通局事務処理規程) の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 江草 哲史

第12条を次のように改める。

(プロジェクトチーム)

第12条 プロジェクトチームの担当事務は、次のとおりとする。

お客様サービス推進プロジェクトチーム

- (1) 市民とのパートナーシップによる事業推進に向けた広聴事務に関すること。
- (2) お客様ニーズの把握及び分析に関すること。
- (3) 旅客誘致対策並びに増収対策に係る事業計画の策定及び推進に関すること。

路線再編プロジェクトチーム

- (1) 平成15年度に実施した乗合自動車の運転計画及びダイヤの見直しに係る検証、調査及び分析に関すること。
- (2) 乗合自動車の次期運転計画及びダイヤの見直しに係る基本方針の策定に関すること。

附 則

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)